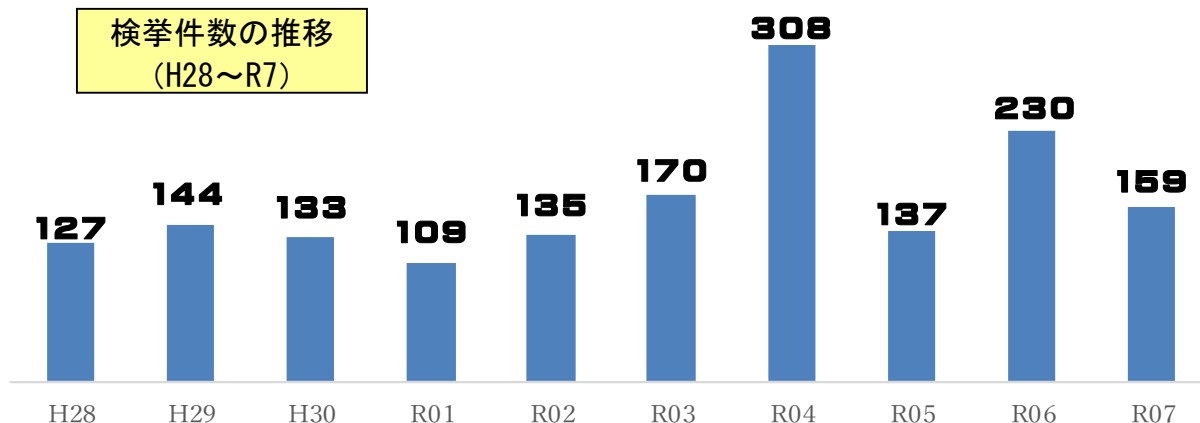


令和7年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について

第1 サイバー犯罪の検挙状況

1 サイバー犯罪の検挙件数（過去10年の推移）



※ 令和4年の検挙件数は、同一被疑者が行った多数の詐欺事件を検挙したため、大きく増加しておりますが、詐欺を除いた検挙件数は例年と同程度であり、高止まりしております。

2 検挙内訳（令和7年）

罪 種	件数
詐欺	55
児童買春・児童ポルノ法違反	18
青少年健全育成条例違反	14
犯罪収益移転防止法違反	14
不正アクセス禁止法違反	12
16歳未満の者に対する性交等	9
ストーカー行為規制法違反	7
脅迫	4
名誉毀損	4
電子計算機使用詐欺	3
性的姿態撮影等処罰法違反	3
私電磁的記録不正作出	2
偽計業務妨害	2
わいせつ物頒布等	1
私事性的画像被害防止法違反	1
著作権法違反	1
強要	1
侮辱	1
恐喝	1
16歳未満の者に対する映像送信要求	1
その他	5
合 計	159

3 検挙事例（令和7年）

【詐欺】

被疑者は、不正に入手した他人のクレジットカード情報を使用して、ネットショッピングサイトで商品を注文して騙し取った。

【電子計算機使用詐欺】

被疑者は、サーバコンピュータに虚偽の情報を与え、財産上不法の利益を得たもの。

【児童買春・児童ポルノ法違反】

被疑者は、SNSで知り合った18歳未満の被害児童に対し、わいせつな姿勢をとらせて撮影させた上、被疑者のスマートフォンに送信させ、児童ポルノを製造した。

【不正アクセス禁止法違反】

被疑者は、他人の識別符号であるID及びパスワードを入力し、不正アクセスした。

【ストーカー行為規制法違反】

被疑者は、やり取りを拒否された被害者に、メッセージを大量に送りつけて、つきまとった。

【名誉毀損】

被疑者は、インターネット掲示板及びSNSに、被害者を特定できる画像とともに、被害者の名誉を傷付ける投稿をした。

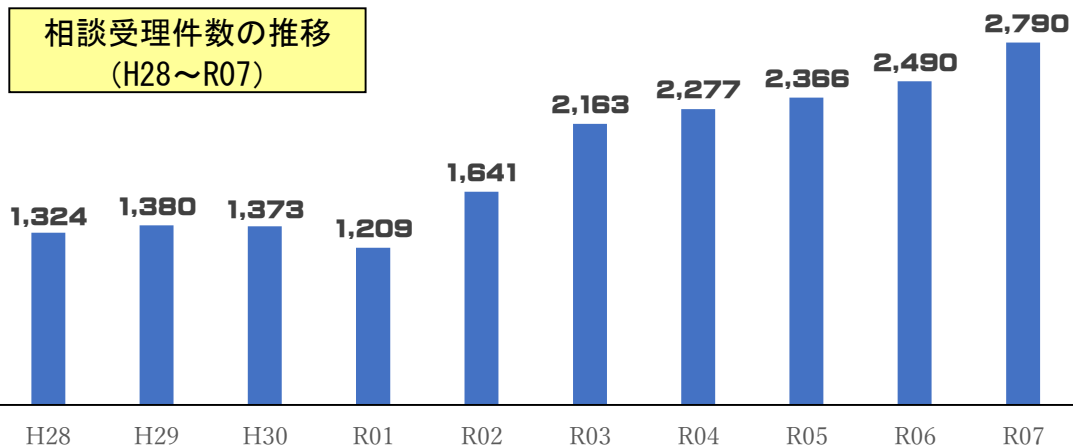
【偽計業務妨害】

被疑者は、インターネット注文サイトを介して虚偽の注文をし、その注文が真実であると信じ込ませて店の従業員に対応させ、業務を妨害した。

第2 サイバー犯罪等に関する相談受理件数

1 相談受理件数（過去3年の推移）

	R05	R06	R07	前年比
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネット・オークション関係を除く。)	1,268	1,119	1,112	-7
不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談	234	226	407	+181
クレジットカード番号盗取等に関する相談	421	618	381	-237
名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談	108	156	268	+112
迷惑メールに関する相談	274	227	185	-42
インターネット・オークションに関する相談	7	9	42	+33
違法・有害情報に関する相談	1	9	3	-6
その他	53	126	392	+266
合計	2,366	2,490	2,790	+300



2 主なサイバー犯罪等に関する相談事例

(1) 詐欺・悪質商法に関する相談

- ・ 偽ショッピングサイトで商品を購入してしまった。
- ・ SNS でイベントのチケットを買い、相手にお金を振り込んだが、チケットは届かず、相手と連絡がとれなくなった。
- ・ 「簡単に稼げる」という SNS の広告を信じてしまい、偽サイトに個人情報登録してお金を騙し取られた。
- ・ アプリで知り合った異性に好意を持ってしまい、お金を騙し取られた。
- ・ パソコン操作中に「ウイルスに感染した」と表示が出て、画面に書かれた電話番号に電話してサポートを受け、サポート代としてお金を支払ったが、パソコンはそのまま直らなかった。

(2) クレジットカード番号盗取等に関する相談

- ・ 詐欺メールに騙され、クレジットカード情報を入力してしまい、海外サイトでクレジットカードが不正利用された。

(3) 不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談

- ・ インターネットバンキングで使用している ID とパスワードを何者かに使われ、他人名義の口座へ送金されてしまった。

※ インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況

区分	令和 6 年	令和 7 年	前年 同期比
発生件数	12件(個人12法人0)	42件(個人35法人7)	+30件
被害額	約1,810万円	約1億5,211万円	約+1億3,401万円

- ・ 証券会社を装ったメールに騙され、証券口座の ID・パスワードを入力してしまい、保有していた株式をすべて売却された。
- ・ SNS で繋がっている知り合いからメッセージが届き、相手に言われたとおり SNS を操作していると、SNS を乗っ取られてしまった。(知り合いも乗っ取り被害に遭っていた。)
- ・ 乗っ取られた SNS を犯人が使用し、私になりすまして儲け話を誘う投稿

している。

(4) 迷惑メールに関する相談

- ・ 頻繁に送られてくる迷惑メールにどう対処したらよいか。
- ・ ID とパスワードの入力を促す不審なメールが届いた。
- ・ ショートメッセージに、簡単で高額バイトを紹介するメールが届いた。

内容を明かさずに、高額報酬を強調するものは「闇バイトの手口」ですので、注意しましょう。

<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2024112000015/>

(5) 名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談

- ・ ネット掲示板に、私の名前や住所、侮辱する内容が投稿されている。
- ・ SNS で知り合った人に裸の画像を送ってしまい、相手からばらまくと脅されお金を払ってしまった。

(6) 違法・有害情報に関する相談

- ・ 関係のないショッピングサイトに、会社の連絡先が書かれており、取扱いのない商品の問い合わせが寄せられている。
- ・ ネット掲示板に、わいせつ画像が掲載されている。

第3 サイバー犯罪の未然防止に向けた県警察の取組

1 関係機関と連携した対策の推進

県警察ではサイバー犯罪の未然防止を目的に、関係機関と連携して各種対策に取り組んでいます。

- 県内インターネットサービスプロバイダ事業者等と沖縄県サイバー犯罪対策連絡協議会を開催（平成10年11月設立）
- 県内インターネットカフェ事業者等と沖縄県インターネット利用施設連絡協議会を開催（平成20年6月設立）
- 県内金融機関と「サイバー犯罪の未然防止及び共同対処協定に関する協定」を締結（平成26年9月）
- 琉球大学工学部と「サイバー犯罪対策に係る連携した取組に関する協定」を締結（平成27年3月）
- 沖縄県商工会議所連合会及び沖縄県商工会連合会と「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結（平成30年3月）
- 沖縄県情報産業協会と「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結（令和2年10月）
- 沖縄県医師会と「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」を締結（令和5年2月）
- 県内損害保険会社2社と「サイバー犯罪の未然防止及び共同対処に関する協定」を締結（令和6年7月）

2 各種広報啓発活動の推進

- 学校や企業等へ出向いたサイバー犯罪被害防止に関する講演活動
<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2018012200033/>
- 地域 FM 局での情報発信
- 街頭や巡回連絡等での広報啓発チラシの配布

3 インターネットを活用した情報発信

- 県警ホームページ
<https://www.police.pref.okinawa.jp/category/bunya/kurashi/cyberhanzai/>
- 安心ゆいメール
<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300142/>
- サイバー犯罪対策課公式 SNS (X・LINE)
 - ・ X (@OPP_cyber)
 - ・ LINE (@482iylcn)

